津山市監査委員告示第５号
令 和 ６ 年 ３ 月 ６ 日

地方自治法第１９９条第１４項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員　和　田　賢　二
津山市監査委員　原　　行　則

令和４年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

（単位　件）

| 区　分 | 実施年度 | 対象件数 | 措置等の状況 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 措置済 | 検討・実施中 | 未措置 |
| 定　期　監　査 | 令和４年度 | １６ | １３ | ３ | |
| 公の施設の指定管理者監査 | 令和４年度 | １ | １ | | |
| | 合　計 | １７ | １４ | ３ | |

**定期監査**　**（措置済１３件、検討・実施中３件）**

【監査対象課名　商業・交通政策課】　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項３ | 平成２７年度機構改革に伴い異動登録した備品のうち、設置場所が他課になっている備品が複数あった。このことについては前回定期監査で指摘し、措置済の報告を受けていたが改められていなかった。また、令和２年度機構改革に伴う備品の異動登録ができていなかった。津山市物品会計規則第２４条第２項の規定に基づき適正に管理されたい。 | |
| 区　分（該当に○印） | | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | ○ | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等の内容 | 物品の所管を確認し、異動登録を行う。 | |

【監査対象課名　商業・交通政策課】　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項７ | 美作加茂駅舎管理業務委託は受託者が業務の一部を他に委託していたが、書面による市の承認を得ていなかった。委託契約書第４条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　分（該当に○印） | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等の内容 | 再委託承認届出書を提出し、市が承認している。 | |

【監査対象課名　商業・交通政策課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>8 | 美作加茂駅舎設置の自動販売機について、売上げに係る実績報告書が契約に定める期日を過ぎて提出されていた。このことに伴い売上納付金の納付も契約に定めるとおりになされていなかった。美作加茂駅舎に設置する清涼飲料水等自動販売機による販売に関する契約書第７条第２項及び第４項の規定に基づき適正に事務処理されたい。また、業務の実情に合わせて契約内容の見直しも検討されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 契約書に基づき適正な事務処理を行っている。 | |

【監査対象課名　仕事・移住支援室】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>2 | 津山圏域雇用労働センターの無線ＬＡＮ設備を新たに設置した際、費用を修繕料で執行していた。修繕料は本体の維持管理、原状復旧を目的とする費目であるので、実際の支出内容と齟齬が生じている。予算執行においては歳出費目を適正に判断して事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | その後の事務処理においては、関係課との協議を行い、費目と支出内容の妥当性等を勘案しながら適正な処理を行っている。 | |

【監査対象課名　みらい産業課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>1 | みらい産業課が管理している車両について、車両台帳が作成されていなかった。津山市物品会計規則第２４条の規定に基づき車両台帳を作成し、適正に管理されたい。また、同車両の管理経費をつやま産業支援センターが支出していたが、同センターが経費を負担する根拠が不明であり、車両の管理者、使用状況等を踏まえ、適正に管理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 車両台帳は作成済み。令和６年度管理経費は、みらい産業課ふるさと納税推進事業費で予算措置をすることとする。 | |

【監査対象課名　文化課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>２ | 津山文化センターの大規模改修に伴い廃棄された備品の一部が、備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第３４条第１項の規定に基づき備品の現在高を確認し、同規則第１７条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | ○ | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 津山文化センター備品の現在高と備品台帳の照合作業を行い、備品台帳の修正作業を進めている。 | |

【監査対象課名　文化課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>６ | 美和山古墳群草刈等業務委託及び美作国分寺跡草刈業務委託は、契約に基づき業務の一部を他に委託する承認申請書が提出されたが、委託の内容及び理由の記載がなかった。また、市は口頭で承認し受託者への承認通知書を作成していなかった。契約書第４条の規定に基づき他に委託する内容などを書面で確認し承認するよう改められたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 令和５年度契約時から業務委託契約書の規定に基づき、承認申請書及び承認通知書により承認手続きを行うよう対応したが、承認申請理由についての記述が当該契約分に欠落していたため、令和６年度契約から指摘内容を踏まえた書式に改める。 | |

【監査対象課名　農業振興課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>１ | 市職員が担当しているつやま和牛振興協議会の会計事務では、収入伝票を作成していなかった。平成２６年３月２８日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 収入伝票を作成した。今後とも適正な事務処理を行う。 | |

【監査対象課名　農業振興課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>２ | 備品台帳に取得から３０年以上が経過している乗用田植機、トラクター等の登録があった。津山市物品会計規則第３４条第１項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第１７条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 備品の現在高を確認し、必要に応じた事務処理を行った。 | |

【監査対象課名　農業振興課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>４ | 所管する建物及び土地について、公有財産台帳の副本が整備されていなかった。また、前回監査で指摘していた建物の図面が未整備であった。津山市公有財産取扱規則第１６条及び第１７条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | ○ | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | ＧＩＳを活用し、必要な副本の整理を行っている。引き続き適正な事務処理に努める。 | |

【監査対象課名　農業振興課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>５ | 津山市食肉処理センターへの自動販売機の設置について、行政財産目的外使用許可がなされていなかった。津山市公有財産取扱規則第２３条に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 行政財産目的外使用許可の手続きを行った。 | |

【監査対象課名　農村整備課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>１ | 原材料費の執行において、予算不足の状態で発注していた事例があった。津山市予算規則第１５条及び第１６条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 津山市予算規則に基づき適切な事務を行っている。 | |

【監査対象課名　農村整備課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>２ | 藤ヶ瀬水路改修工事に伴う電柱移転補償３件の支出負担行為を補正予算議決前に決定していた。津山市予算規則第１５条の規定に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 電柱移転補償に係る支出負担行為の日時等を再確認すると共に、津山市予算規則の規定に基づき適切な事務を行っている。 | |

【監査対象課名　農村整備課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>４ | 修繕料の執行において、業者選定理由が不明確な事例、契約書が必要にもかかわらず作成されていない事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適切な事務処理を行っている。 | |

【監査対象課名　農村整備課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>5 | 支障木撤去業務委託において、委託先の選定理由が不明確な事例、随意契約理由が不適切な事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適切な事務処理を行っている。 | |

【監査対象課名　教育総務課】　　（監査結果報告日：令和５年３月２２日）

| | | |
|---|---|---|
| 指摘事項<br>2 | 小中学校において一括発注が可能と思われる修繕(同時期、同内容、同学校内)を分割して発注したと判断されかねない事例があった。津山市契約規則、津山市契約規則の運用解釈について、津山市随意契約ガイドライン等に基づき適正に事務処理されたい。 | |
| 区　　分<br>(該当に○印) | ○ | １．措置済（何らかの措置を実施した場合） |
| | | ２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合） |
| | | ３．未措置（何もしていない場合） |
| 措置等<br>の内容 | 業務の遂行にあたっては、津山市契約規則や津山市契約規則の運用解釈について等関係規則等を参照し、適正に事務を遂行している。 | |

**公の施設の指定管理者監査**　（措置済１件）

監査の対象

指定管理者：城西まちづくり協議会

施設名：作州民芸館

所管部署：観光文化部歴史まちづくり推進室

監査結果報告日

令和５年３月２２日

措置等の内容

（城西まちづくり協議会）

<table>
<tr><td>指摘事項<br>（１）</td><td colspan="2">仕様書１７（３）に規定されている緊急時対策及び防犯・防災についてのマニュアルが作成されていなかった。事故・災害等が発生した場合に速やかに応急処置を講じられるようマニュアルを作成されたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区　　分<br>（該当に○印）</td><td>○</td><td>１．措置済（何らかの措置を実施した場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>２．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>３．未措置（何もしていない場合）</td></tr>
<tr><td>措置等の内容</td><td colspan="2">緊急時の連絡体制を作成して館内に表示するとともに、スタッフ会議で内容を周知している</td></tr>
</table>